

実地指導等における主な指摘事項

※ 下線は複数の事業所で指摘した事項

【介護付き有料老人ホーム（（介護予防）特定施設入居者生活介護）】

1. 運営に関する事項

（書類関連）

- ① 運営規程に必要な改善措置を講じ、西宮市に届出を行うこと。
- ② 重要事項説明書に必要な改善措置を講ずること。
- ③ 重要事項説明書に、説明日、説明者の記入及び押印を漏れなく行うこと。
- ④ 契約書について、契約日を漏れなく記載すること。
- ⑤ 有料老人ホームの入居に関する契約と、（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を明確に分けること。
- ⑥ パンフレットについて、居室数を実態に合わせて修正すること。
- ⑦ 個人情報の取扱いに関する同意書を、入居者より漏れなく徴取すること。
- ⑧ 費用の支払を受けた場合は、当該費用に関する領収証を利用者に漏れなく交付すること。

（費用負担関係）

- ⑨ 介護上必要な入居者の車いすは、施設側で提供すること。
- ⑩ 介護ベッド及びL字バーのリース代については、介護上必要な物品であるため、入居者に費用負担を求めないこと。
- ⑪ 口腔ケア用品（ケアスポンジ、ケアウエットィ）は口腔ケアの一環として使用されており、保険給付に含まれる物品であるため、入居者に費用負担を求めないこと。

（身体的拘束関係）

- ⑫ 身体拘束の適正化のための指針に、必要項目を漏れなく記載すること。
- ⑬ 身体拘束を行う際は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

（事故・苦情関係）

- ⑭ 医療機関受診に至った事故、トラブルが想定される事故が発生した場合は、速やかに市に事故報告書を提出すること。
- ⑮ 苦情を受け付けた場合は、その苦情の内容等を適切に記録すること。

（補足等）

①について、運営規程の変更については届出事項であるため、変更後10日以内に西宮市法人指導課事業所指定チーム（TEL:0798-35-3152）に変更の届出を行ってください。なお、重要事項説明書については、変更した場合でも市への届出は必要ありません。

⑤の入居契約に関して、「西宮市有料老人ホーム設置運営指導指針」第8章の2-（2）において、「特定施設入居者生活介護等の指定を受けた場合には、入居者が介護保険法に規定する要介護・要支援認定を受け、特定施設入居者生活介護等を利用する場合は、「特定施設入居者生活介護等利用契約書」として別に制定すること」とされています。

【資料4】

⑨～⑪について、通常の介護の提供上必要な物品については、介護報酬に含まれていることから、原則として施設側が提供する必要があります。ただし、これらの物品を施設側が提供できる旨を説明し、利用者や家族側の自由な選択によって、個々の希望に応じて購入する場合（例：メーカーの希望、通常より高性能な物品を希望する場合等）には、入所者・家族に購入費用を求めることは可能です。

⑫について、身体拘束等の適正化のための指針に定めるべき項目は以下の通りです。

- イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

⑭について、末尾（その他の留意事項について）の4の内容もご確認いただき、市への事故報告を適切に行って下さい。

2. 安全・衛生に関する事項

（防火・防災）

- ① 避難経路に避難の支障となる物品を置かないこと。
- ② 屋外避難階段が泥で滑りやすく危険なため、清掃その他の改善措置を講じること。
- ③ 消火器の周辺に、使用の支障となる物品を置かないこと。
- ④ 消火訓練・避難訓練を年2回以上、通報訓練を消防計画に定めた回数以上、実施すること。
- ⑤ 消防設備点検の結果、不良と判断された箇所を改善すること。

（補足等）

④について、避難が困難な要介護者（要介護3以上の方）を主として入居させる有料老人ホーム等については収容人員10人以上、それ以外の有料老人ホーム等については収容人員30人以上である場合、防火管理者の選任義務があります。また、防火管理者の選任義務がある施設においては、消防計画の作成と届出、年2回以上の消火訓練・避難訓練及び消防計画に定めた回数以上の通報訓練等を行う義務があります。

⑤について、有料老人ホーム等においては消防用設備等の機器点検を6カ月に1回、総合点検を1年に1回実施し、点検結果を1年に1回消防署に提出していただく必要があります。

【資料4】

3. 介護給付費の算定及び取り扱いに関する事項

（加算算定）

- ① 夜間看護体制加算の算定に当たっては、以下の点に留意すること。
 - ア 看護に係る責任者を定めること。
 - イ 看護職員不在時の介護職員による利用者の観察項目の標準化を行うこと。
 - ウ 重度化した場合の対応指針の内容について、利用者や家族等に同意を得たことが分かる記録を残すこと。
- ② 医療機関連携加算の算定に当たっては、あらかじめ事業者と協力医療機関等で、情報提供の期間及び内容について、文書で定めておくこと。
- ③ 処遇改善加算の算定に当たっては、当該改善に要した費用を全ての介護職員に周知すること。

（補足等）

③について、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定される場合は、厚生労働省通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照して下さい。

4. 処遇に関する事項

（特定施設サービス計画）

- ① 計画の作成、変更にあたっては、計画作成担当者がアセスメントを行い、その記録を残すこと。
- ② 計画を作成、変更した際は、利用者等から同意を得ること。また、同意を得た日付を記載すること。
- ③ 計画作成担当者がモニタリングを行い、その記録を残すこと。
- ④ 計画の作成日や目標期間等に誤りがあったため、正確に記載すること。
- ⑤ 入居者の退院後等、状態像の変化が見込まれる際は、計画の見直しの必要性について検討し、その記録を残すこと。

（補足等）

特定施設サービス計画の作成、変更にあたっては、居宅基準第184条に定められた留意点及び方法を踏まえて実施して下さい。

【資料4】

5. 人員・労務管理に関する事項

（書類関連）

① 日日雇用職員を除き、全ての職員の労働者名簿を漏れなく作成すること。また、必要項目を漏れなく記載すること。

② 雇用契約書を漏れなく作成し、保管すること。

（健康診断）

③ 一定時間以上の勤務時間数（1年以上勤務予定、1週間の勤務時間数が所定労働時間の4分の3以上）を予定している職員の雇用時には雇い入れ時の健康診断を漏れなく実施し、その記録を保管すること。

④ 一定時間以上の勤務時間数（1年以上勤務予定、1週間の勤務時間数が所定労働時間の4分の3以上）に従事している職員の健康診断を年に1度以上漏れなく実施し、その記録を保管すること。

⑤ 夜勤に従事する職員については、労働安全衛生法に基づく定期健康診断を半年に1回以上漏れなく実施し、その記録を保管すること。

（労使協定）

⑥ 賃金控除に関する労使協定（24条協定）を締結し、協定書を備え置くこと。

（補足）

①～②について、労働基準法により定められている帳簿類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿・タイムカード等）を整備の上、各事業所に備え置いて下さい。

③～⑤について、労働安全衛生法に基づく従業者の健康診断を適切に実施し、その記録を残して下さい。

⑥について、従業者の賃金からの一部控除を行う場合は、労働基準法に定められている賃金控除に関する労使協定を締結して下さい。

【資料4】

【住宅型有料老人ホーム】【サービス付き高齢者向け住宅】

1. 運営に関する事項

（重要事項説明書）

- ① 「西宮市サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針」の別表3に定める有料老人ホーム重要事項説明書を作成すること。

（入居契約書等）

- ② 身体的拘束等の禁止についての内容を、入居契約書及び管理規程上明らかにすること。

（運営懇談会）

- ③ 運営懇談会を年2回以上開催すること。

（補足等）

③について、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅においては、本市指針により管理者、職員及び入居者代表により組織する「運営懇談会」を設け、年2回以上開催することとされています。

2. 安全・衛生に関する事項

（防火・防災）

- ① 避難経路に避難の支障となる物品を置かないこと。
② 消火訓練・避難訓練を年2回以上、通報訓練を消防計画に定めた回数以上実施すること。
③ 消防設備点検を6か月に1回以上行うこと。

（補足等）

②について、避難が困難な要介護者（要介護3以上の方）を主として入居させる有料老人ホーム等については収容人員10人以上、それ以外の有料老人ホーム等については収容人員30人以上である場合、防火管理者の選任義務があります。また、防火管理者の選任義務がある施設においては、消防計画の作成と届出、年2回以上の消火訓練・避難訓練及び消防計画に定めた回数以上の通報訓練等を行う義務があります。

③について、有料老人ホーム等においては消防用設備等の機器点検を6か月に1回、総合点検を1年に1回実施し、点検結果を1年に1回消防署に提出していただく必要があります。

3. 人員・労務管理に関する事項

（人員配置）

- ① 看護師又は准看護師を、入居者の健康管理に必要な数配置すること。

（補足等）

①有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅においては、本市指針により看護師（看護師の確保が困難な場合には、准看護師）を、入居者の健康管理に必要な数配置することとされています。

その他の留意事項について

1. 運営指導指針について

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の運営に当たっては、「西宮市有料老人ホーム設置運営指導指針」及び「西宮市サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針」の内容を十分ご理解の上、当該指針に沿って適正に実施して下さい。

2. 安否確認の徹底について

令和元年5月に、兵庫県内の有料老人ホーム内において、入居者の死亡が長期に渡って確認されなかった事案が発生しました。

この事案を受け、令和元年5月31日付で厚生労働省より通知「有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握の実施に対する指導等の徹底について」が発出されています。

西宮市内の有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅含む）に対して、同年6月6日に通知内容の周知を行いました。今後も適切な方法により、毎日1回以上、入居者の安否確認を行うこととして下さい。

3. 住宅に併設事業所（居宅サービス）のある場合の職員の配置について

入居者に対するサービスを、ホームの職員と、ホームに併設する居宅サービス事業所の職員が双方で行っている場合、事業所ごとの職員の勤務時間を明確に区分する必要があります。区分が明確でない場合、居宅サービス事業者としての職員配置に影響があり、場合によっては人員配置基準違反と判断されるケースがあるため、ご注意下さい。

4. 事故発生時の報告について

サービスの提供により医療機関受診に至った事故、トラブルが想定される事故が発生した場合は、西宮市法人指導課（FAX：0798-34-5465）に事故報告書の提出をお願いします。

【事故報告様式】

①特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅
→「介護保険事業者 事故等報告書（事業者→市町）」

※兵庫県ホームページ「介護保険居宅サービス事業所などについて」

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000009.html よりダウンロードして下さい。

②上記の指定を受けていない有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

→「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅事故報告書」

※西宮市ホームページ「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の設置運営について～事業者の方へ～」 <https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/kaigojigyo/tetsuzuki/yuryoroin.html> よりダウンロードして下さい。

以上